



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



春闘方針特集号

2025年春闘方針(案)

2025年春闘方針(案)は、2024年12月3日、4日に開催した第3回中央執行委員会で議論がおこなわれ、確認された。今後、各地方の職場討議を経て、1月30日開催予定の第4回中央執行委員会で最終確認をおこない、1月30日〜31日に開催予定の第46回中央委員会に提案される。

I. 25春闘を組織するにあたって

中央執行委員長 鈴木 誠一



2025年春闘方針の提起にあたって

全港湾2025年春闘をたたかうにあたり、世界経済や国内経済の動向、政治状況や世界での戦争、環境問題、そして国際物流や港湾物流課題など様々な問題や課題があります。労働組合運動はどうかとも「大幅賃上げ」と「諸労働条件向上」と「魅力ある労働環境・労働環境の構築」を目指す必要がある。労働組合の使命は賃金引き上げと

諸労働条件引き上げであると申し上げたい。昨年はいくつかの海外の友誼組合の大会にご招待をいただく機会に恵まれました。2月にMUA(オーストラリア海事組合)6月にILWU(国際港湾倉庫労働組合)11月にMUNZ(ニュージーランド海事組合)そして10月にはITF(国際運輸労働連)世界大会です。各国の大会には私たち全港湾だけではなく欧州各国や南太平洋諸国の組合も参加してまいりました。欧米豪という先進国の港湾労働組合を中心とする労働組合との交流で感じたことは、各国の港湾労働者はたまたかうことで賃金、労働条件を獲得しているということです。オーストラリアでは日本よりかなり早く規制緩和政策が実施されて民間移行が強烈に押し進め

られ港湾を金儲けの道具とする国際的港湾運営会社による港湾管理運営が行われています。MUAはこの間、戦術的なたたかいにより賃金・労働条件を勝ち取っています。コンテナターミナルで働くクレインオペレーターは日本の港湾労働者の2.5倍〜3倍の年収があります。また、ILWUにおいては2022年の平均年収は195,000ドルで医療保険と年金はすべて企業負担です。1期前の5年ほど前にILWU争議により日本のハンバーカーショップのポテトフライが枯渇したのは記憶に新しい所です。問題なのは彼らは港湾労働者です。我々日本の港湾労働者と同じユーザーであるということです。今回の年末年始は23年ぶりに例外荷役を実施してしまいました。2001年春闘にて我々の使用者団体である日港協は「国際基準」と称して世界との競争のため労働条件の担保を後に約束するとして、364日フルオープンに踏み切らせました。しかし、3交代制を含む労働

条件担保の約束は今日まで反故にされ続けています。ILWUの3年ごとの労働条件改定交渉は1年半たかわれて一昨年に3年で40%の賃上げを勝ち取り、米国の東海岸のILWAは昨年に1年近くのたたかいとストライキの結果で4年で60%の賃上げを勝ち取りました。MUAの若い組合員に聞きました、時間外労働は何時間やるのか?彼は一言「ノー」と答えました。我々の使用者団体日港協は我々の賃上げと労働条件向上を実現させる気概はあるのでしょうか?世界の港湾労働組合はたたかいにより勝ち取っています。全港湾のたたかいにより大幅賃上げ・労働条件向上を勝ち取りましょう。職場討議をい

第46回中央委員会にて徹底した議論をおこない決定した春闘方針もつき、大幅賃上げと諸労働条件向上を獲得して再び若者から選ばれる港湾産業として人手不足を解消する。全港湾2025年春闘を団結してたたかい抜きましょう。

これらことは、政界情勢はもとより、世界経済を揺るがし、港湾情勢をも影響を与え続けています。一刻も早い平和的交渉によって解決が望まれています。世界が目まぐるしく変化する中、米大統領選は、バイデン氏に代わって民主党候補となったハリス氏とトランプ氏でたたかわれました。(中

1. 春闘は、労働組合にとって最も重要な運動のひとつです。組合員全体の賃金の底上げや労働条件の改善など、「集团的労働関係」によってたたかう春闘を構築しなければなりません。ここ数年、連合を中心に大手企業を相手とする労働組合ではある程度の賃金引き上げは構築されようとしています。しかしながら中小零細企業を相手とする労働組合では賃金引き上げも低額妥結を余儀なくされています。全港湾においても後者での組織が多く、物価上昇に耐えられるような賃金引き上げはできていません。労働組合の弱体化が問われる社会情勢を打破するため、全港湾が先頭に立つて組合員全体が

その石破首相は10月9日に衆議院を解散し、15日公示、27日投票という「超短期決戦」となる日程で総選挙を行うことを決めました。野党共闘への準備ができない状況での解散総選挙でしたが、国民の「政治と金」に対する批判は大きく、自民党は単

1. 世界情勢について
ロシアによるウクライナ侵略や23年10月イスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃に端を発した、パレスチナ問題は、米中距離弾道ミサイルで攻撃したと表明しました。

ロシア攻撃を容認したことを受け、ウクライナが西側諸国から供与された長射程兵器を使用してロシアを攻撃したことへの報復として、ウクライナの軍事施設を新型の極超音速中距離弾道ミサイルで攻撃したと表明しました。こうした新型ミサイルを使用した一段の攻撃に備えるよう民間人に警告するとともに、ロシアに対する攻撃に使用された兵器の供与の軍事施設を攻撃する可能性があると表明しました。

2. 「政治と金」の問題で政権運営をあきらめた岸田首相に代わり、自身5度目の自民党の総裁選で総裁となった石破首相は、10月1日に召集された臨時国会で首相に指名され、新内閣を発足させました。

独過半数だった247議席から56議席を失い、191議席になりました。公明党も8議席を失い、32議席から24議席となりました。自民・公明の与党が15年ぶりに過半数を割り込むことになりました。

一方、立憲民主党は、公示前から50議席増えて148議席を獲得しました。国民民主党も、公示前の4倍となる28議席を獲得しています。

11月11日の特別国会で再び首相に指名された第2次石破内閣は、1994年の羽田孜内閣以来30年ぶりとなる「少数与党」で政権を運営することとなりました。新たな経済対策の裏付けとなる今年度の補正予算案などを審議する臨時国会

結果する2025年春闘をたたかいます。11月28日に召集されることになりました。臨時国会では、新たな経済対策の裏付けとなる今年度の補正予算案が審議されるほか、石破総理大臣が年内に政治資金規正法の再改正を目指す意向を示していることから、政治の信頼回復に向けた具体策なども議論される見通しですが、新たな経済対策をめぐり、自民・公明両党と国民民主党は、いわゆる「年収103万円の壁」の見直しやガソリン減税について具体策の検討に入ることと合意しています。

いずれにしても、国民からNO!を突き付けられた自公政権ですが、今後は野党も含めて、国民目線の政策が求められています。

3. 全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するためには、日常的な組合活動が重要です。労働組合幹部が先頭に立つて、全組合員が一丸となって結集し、2025年春闘をたたかいます。

全港湾の基本は、大衆路線であり、職場討議にあります。要求を実現するためには、日常的な組合活動が重要です。労働組合幹部が先頭に立つて、全組合員が一丸となって結集し、2025年春闘をたたかいます。

略)
日本にとって、大きな影響力を持つ米国が今後どのような経済政策を押し付けてくるかは不透明ですが、米国第一主義を謳うトランプ氏の強引な経済・外交政策は厳しいものとなりそうです。

2. 国内情勢について

第二次石破内閣が発足しましたが、与党は過半数に達することにはならず、予算委員会委員長や憲法審査会委員長が立憲民主党から選任となると国会運営や政治動向は流動的な展開が余儀なくされます。このことは、まさに新しい政治への模索の始まりと言えるし、そうした政治の奔流が太く大きくなることで国民本位の憲法に沿った日本政治の変革が進むことを期待するという声も出てきています。(中略)

3. 港湾を取り巻く情勢について

(1) 国土交通省港湾局が15日に発表した「2023年の国内港湾のコンテナ取扱貨物量」をもとにマリタイムデイリーニュースが集計したところ、外資コンテナ取扱量は前年比3.7%減の1732万TEUと3年ぶりのマイナスとなっている。東京港、神戸港、大阪港といった主要港の減少が影響しており、地方港の4割近くが2桁減となるなど厳しい1年となりました。(中略)

4. 海コン・トラック・バスを取り巻く情勢について

(1) 11月12日発表の全日本トラック協会の景況感によると、日銀短観(2024年6月調査)における大企業製造業の業況判断DI(企業の業況感や設備、雇用人員の過不足などの各種判断を指数化したもの)は、海外景気の減速が重石となり、国内需要が伸び悩んだものの、半導体需要の持ち直しを背景に前回調査から横ばいの13となり、力強さを欠いています。こうした中、トラック運送業においては、今期は運賃・料金の水準は改善基調にあるものの、原価上昇分に対する十分な転嫁がなされていないことから、業界の景況感は▲29・1(前回▲31・4)と2・3ポイント改善したとなっています。

5. 各労働団体の取り組み

(1) 連合は、10月18日、2025年春闘の闘争方針策定に向けた基本構想で「5%以上の賃上げを目指す方針を発表し、24年と同じ水準で、日本銀行の金融政策の正常化を後押しする賃金上昇の流れが定着するかが最大の焦点となっている。具体的には、基本給を引き上げるベースアップ(ベア)相当分を3%以上、年齢や勤務年数などに応じた定期昇給分を含めて5%以上の賃上げを要求し、賃金底上げの実現に取り組むこととなり、中小の労組については企業規模による格差是正分を加え、6%以上の賃上げを要求することとしています。

(2) 全労連などをつくる国民春闘共闘委員会は10月18日、都内で年次総会を開き、2025年の国民春闘方針構想を確認した。賃上げ要求基準は、前年の要求より月額で2,000円、時給も10円高い「3万2,000円(10%以上)、時給200円」を掲げています。構想は来月下旬の国民春闘討議集会で議論され、年明けに正式決定する予定です。

(2) 邦船3社のコンテナ船事業統合会社「オーション・ネットワーク・エクスプレス(ONE)」の4~9月(上半期)業績は、税引き後利益が前年同期比4倍の27億7800万ドル(約4250億円)でした。紅海情勢に伴う喜望峰ルートへの迂回によるスポット運賃の上昇、堅調な消費者需要、繁忙期の前倒しで大幅な増益となったようで、7月末に初表した上半期の予想(22億4500万ドル)より5億ドル以上も上振れた形でした。(中略)

(2) 国交省の令和7年(2025年)度の物流・自動車局関係予算概算要求での基本方針は、①物流の革新や持続的成長に向けた中長期計画を踏まえた取組の推進、

②脱炭素社会の実現に向けた自動車分野のGXの推進、③自動車分野のDXや技術開発、人材確保等による事業基盤強化等の推進、④自動車事故被害者救済、事故防止・安全対策の推進等、4本の柱を挙げています。

の働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、全体の賃上げの目安は、賃上げ3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め5%以上とし、その実現を目指し、中小労組などは格差是正

Ⅲ. 25春闘をたたかうにあたって

1. このような情勢の下、これまでの物価上昇率の高まりは、家計や企業の中長期的な予想物価上昇率の上昇をもたらしてきており、企業は賃金・価格設定の動きに対して、従来よりも積極的な動きがみられ、名目賃金は増加しています。また、賃金の上昇を販売価格に反映する動きも引き続き強まってきています。このように、物価上昇を反映した賃上げが実現するとともに、賃金上昇が販売価格に反映されていくことを通じて、賃金と物価の好循環につながっていくことが期待されますが、残念ながら中小・零細企業が多い運輸・港湾産業では、適正価格の転嫁もすすんでいません。

2. 25春闘は景気回復のために、国民全体で賃上げに向かう世論が構築されようとしています。全港湾にとっては、職場での討議と団結してたたかうことが求められます。

(1) 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となったたたかう25春闘を構築し、物価上昇分「2.8%」、地域別最低賃金の平均引き上げ率「5.1%」、24春闘での他産業(連合集計5.1%)と全港湾の昨年妥結平均金額(2.68%)の差(5.1%-2.68%)=2.42%と定期昇給分「3.0%」を含め、率で13.32%程度を目指し、賃金引き上げ要求は「基

分を積極的に要求するとしています。また、賃金実態が把握できないなどの事情がある場合は、賃金要求指標パッケージの目標値に格差是正分1%以上を加え、18,000円以上・6%以上を目安としています。

3. よって、25春闘をたたかうにあたっては、大幅賃金引き上げを目指し、24春闘の妥結額を必ず上回るたたかいが求められています。そのためには地方統一集団交渉を重要な労使集団交渉の場と捉え、全体的な賃金引上げの相場作りとして取り組むことが必要となってきます。

また、港湾においては、産別運動を強固たるものにするため、全港湾が先頭に立ち、全港湾の方針を反映させるために、全港湾における25港湾産別春闘をたたかいます。

本給一律40,000円」とします。
(2) 8%+5.1%+2.42%+3.0%=13.32%
(全港湾平均賃金281,040円×13.32%+34,435円)
要求額についての討議経過では、「昨年妥結額との乖離」や「企業・組合員の納得」などの意見も出しましたが、この要求は企業に対する要求とともに、荷主に對するものでもあります。いま、すべての品目について値上げされていますが、その理由に物流コストがあげられています。このことから「企業が荷主へ労務コ

ストを取りに行く」強く求めるべきであり、そのためにも「基本給一律40,000円」を提起します。

また、今春闘においても政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保につながる取り組みをすすめます。

全産業において人員不足が加速する中、魅力ある職場環境と生活向上を目指すためにも、初任給についても同率・額の賃金引上げを適用とします。

① 現行賃金を引き下げない。
② 労働強化につながらない。
③ 定年延長と高年齢者雇用対策
① 60歳以降の・労働条件・賃金の維持を図るため、65歳定年要求を重要課題として要求します。
② 身分の変更や労働条件の引き下げを行わない65歳定年を基本とし、最低でも厚生年金の比例報酬部分の支給開始年齢に沿った段階的な定年の引き上げを要求します。
③ 定年延長後の継続雇用制度については、一時金も含め退職時の年収80%以上とする改定を要求します。
④ 働かざるを得ない実情も踏まえ、まずは働ける環境づくりを(労供)目指します。
⑤ 2018年産別協定で締結した、「定年年齢は社会的情勢に照らし、2025年度までに65歳とする」の期限が今春闘を迎えることを再認識して交渉にあたること。

Ⅳ. 具体的な要求について

1. 労働条件の引き上げ

(1) 賃金引き上げ
秋から年末の中央執行委員会における討議経過を踏まえ、組合員が一体となったたたかう25春闘を構築し、物価上昇分「2.8%」、地域別最低賃金の平均引き上げ率「5.1%」、24春闘での他産業(連合集計5.1%)と全港湾の昨年妥結平均金額(2.68%)の差(5.1%-2.68%)=2.42%と定期昇給分「3.0%」を含め、率で13.32%程度を目指し、賃金引き上げ要求は「基

① 労働時間短縮
① 8・7・45の順守、年間労働時間1、800時間達成
② 週休2日制(土曜日、日曜日)の確立

と週40時間規制の厳守

③ 「国民の祝日に関する法律」による休日、メーデー（5月1日）、「山の日」の休日の獲得

④ 12月30日から1月4日までの年末年始特別有給休日の獲得

⑤ 時間外労働、深夜労働、休日労働の割増率の引き上げ

やむを得ず、月間45時間以上の時間外労働については、時間外手当を現行の2・5割増しとし、休暇付与を原則として、時間外労働の抑制を求めます。

⑥ 働き方改革関連法の制定に伴い、法令順守に耐えうる人員の増員を求めます。

⑦ 労働大臣告示に基づくトラック労働者の労働時間規制を求めます。

退職金引き上げ

⑧ 退職金は、勤続30年11、600万円以上、勤続35年12、000万円以上、勤続40年13、400万円以上、勤続45年14、800万円以上を求めます。

また、「中退金」加入などにより退職金の確保（保全）を求めます。

⑨ 労災企業補償の引き上げ

死亡・1〜3級4、000万円、4級2、750万円、5級2、360万円、6級2、000万円、7級1、670万円、8級1、180万円、9級910万円、10級710万円、11級520万円、12級370万円、13級240万円、14級130万円とします。

特に、8級〜14級の補償額引き上げ（到達）を求めますが、自然災害において労災認定が出た場合の企業補償の支払い（損害保険特約の有無）について確認を求めます。

れたことから、未協定の各地方・支部は、統一協定によるストレスチェック制度の導入を早急に求めます。

⑨ 女性労働者の権利と労働環境整備の確立

① 積極的な採用と女性を含めた労働者の平等の権利とパワハラ、セクハラ対策も含めた、労働環境整備を求めます。

② 「パワハラ防止法」に基づき、相談窓口の設置と社内規定整備に取り組みするための労使による委員会や協議会の設置を求めます。

⑩ 伝染病における休業補償

伝染病対策としての休業に対して、基準内賃金保障はもとより、労基法12条に基づく日額保障以上を求め、私傷病協定を締結している地方・支部は協定の適用拡大を求めます。また、新型コロナウイルス感染症について、その扱いを季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に変更することに反対し、港湾・海コン・トラック（バス・タクシー）・介護家政職職種については、エッセンシャルワーカーとしての位置付けから、国・厚生労働省に対し、引き続きワクチン接種・コロナ後遺症治療費などの無料化を求めていきます。

て提起します。

② 全国港湾25春闘の重点課題・課題への取り組みの考え方について

（各要求については別紙参照）

① 重点課題1 大幅賃上げで生活危機を乗り越える

賃金引き上げは、10%以上（或いは30、000円以上）を産別統一要求とし、中央港湾団交を通じて、日港協として賃金引き上げのイニシアティブを発揮することによって、各単組・職種・地域における賃上げ交渉をリードしていくことを求めていく。

人員確保・産別総体の賃金引き上げを目標し、初任給（18歳水準）を220、000円として要求する。

② 重点課題2 産別制度賃金の引き上げについて

産別制度賃金について、行政訴訟に至っていることは前述したとおりである。この中央労働委員会の命令を受け入れない姿勢は、労働組合の基本的権利である団交交渉権の否定そのものであり、絶対に容認できるものではない。中労委命令を誠実に履行することが早期解決への第一歩であり、その決断を迫る行動も決意して具体的な回答を示すよう求め、各々10%の引き上げを要求する。

③ 重点課題3 労働時間短縮と時間外労働の規制

人員不足対策の力ぎは「賃上げと労働時間短縮」にあることは前述してきたとおりであり、25春闘は、ここを突破していくことに意義がある。24年度の年末年始例外荷役は行わず当該4日間を休日にしてきたことは、そのための大きな一歩であった。25春闘では、この考え方を更に進め、長時間・不規則労働を脱却していく要求を掲げ取り組みの前進を図る。

④ 重点課題4 港湾労働安定 生活保障に係る基金の拡充について

賃金の引き上げと労働時間短縮という、働く者にとっての基本的な労働条件の改定に取り組むだけでなく、人員不足

の解決には労働環境の整備が不可欠である。港湾労働者の福祉の向上や環境整備は、港運事業が公共性・公益性を持っていくこと、中小零細事業者が多数であることから、ユーザーがこれをバックアップすることの重要性が強調されてきた。これは、事業法と港労法の制定過程でも、1964年3月3日の政策答申にも明記されたことでもある。

よって、各ターミナルの詰め所の整備などに必要な原資を確保する意味でも基金の引き上げとともに、基金に基づく諸制度の拡充を図る取り組みをすすめる。

⑤ 重点課題5 政府の施策で進む港湾の「合理化」と職域の確保・拡大の取り組み

港湾「合理化」反対、雇用と職場を守る「労使の取り組み」をすすめる。

⑥ 継続課題について

24春闘までに、労使協定を積み上げ、その結果、多くの課題が継続課題として山積している。これらは、各々の協定が「どの場で、何を目的に、どう具体化するか」などを明示して確認してきているが、物理的な条件や折衝を重ねる必要があるものもあり前進を見ていない。

したがって、これらの課題を「継続課題」として要求書には明記するが、中央団交と並行して協議を進める中で、前進したもの、解決となったものを中央港湾団交で確認したうえで、25春闘協定に反映させるよう取り組みをすすめる。

かいをすすめます。

② 特に今春闘では、標準的運賃の届け出制を施行させるとともに、適正な運賃收受に向けて、政府のすすめる「価値創造のための転嫁円滑化」施策の取り組みを早い段階で企業に求め、労働条件の向上や大幅賃金引き上げに必要な適正料金確保に繋がる取り組みをすすめます。

③ 本四架橋闘争について

2030年度には高速道路の全線料金所がETC専用化になると計画が打ち出されました。また、各所でETC専用化の実証実験が行われています。料金收受業務に就いている組合員の雇用確保のため、ただ反対するのだけではなく、ETC専用化に向けた対策と新たな雇用創出を見出します。その実現に向け政労協定を活かして国交省・運輸局交渉を取り組みます。

④ 国際コンテナ・国際バルク戦略港湾について

国が選定した国際戦略港湾に、将来利便性の高くなる港に製造業が集中したことによって、港湾労働者の雇用や職域が奪われる事案が起きています。国の責任を認めさせるため政策推進議員懇談会の活用や要請行動などを強化し、雇用・職域を奪われた港湾労働者の雇用確保や補償を求める運動を展開します。

また国は、国際戦略港湾に貨物を集荷し地方港へフィーダーすることを目論んでおり、地方港での事業が成り立たなくなることを予想されています。外航・内航の荷役料金の問題について、現状把握と情報収集と共有を図りながら、料金の統一化に向けた取り組みを強化します。

⑤ 国交省の進める自動化・機械化について

全港湾は基本方針通り、RTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制の合理化に反対する取り組みをすすめます。

⑥ 国の進める石炭火力発電所休廃止計画について

全港湾政策推進議員懇談会の取り組み

2. 港湾労働者のたたかい

- (6) 週休2日制（2020年到達）や時間外算定基礎分母（2025年到達）の改定闘争、継続的な取り組みとこれまで積み上げてきた産別協定の活用（適用）、そして港湾に大きな影響をもつ港湾政策に対する取り組みをすすめます。全国港湾の産別課題を前進させるために、全国港湾の決定に基づいたたたかいをすすめます。
- (7) 育児・介護制度の拡充と協定化
- 育児・介護休業法の目的と基本的理念に基づき、休業補償の引き上げ（80%以上の補償）を求め協定化を目指します。ストレスチェック制度の全事業所適用
- (8) 今まで努力義務とされていた、従業員50人未満の事業所においてもストレスチェック制度が義務化される方針が発表さ

- (1) 全港湾の取り組み
- 港湾での人員不足を解消するために、魅力ある労働環境を目指し、日曜完全休日や年末年始の完全休日を産別制度として提起します。
- (2) 全国港湾25春闘の重点課題・課題への取り組みの考え方について
- ① 重点課題1 大幅賃上げで生活危機を乗り越える
- 賃金引き上げは、10%以上（或いは30、000円以上）を産別統一要求とし、中央港湾団交を通じて、日港協として賃金引き上げのイニシアティブを発揮することによって、各単組・職種・地域における賃上げ交渉をリードしていくことを求めていく。
- 人員確保・産別総体の賃金引き上げを目標し、初任給（18歳水準）を220、000円として要求する。
- ② 重点課題2 産別制度賃金の引き上げについて
- 産別制度賃金について、行政訴訟に至っていることは前述したとおりである。この中央労働委員会の命令を受け入れない姿勢は、労働組合の基本的権利である団交交渉権の否定そのものであり、絶対に容認できるものではない。中労委命令を誠実に履行することが早期解決への第一歩であり、その決断を迫る行動も決意して具体的な回答を示すよう求め、各々10%の引き上げを要求する。
- ③ 重点課題3 労働時間短縮と時間外労働の規制
- 人員不足対策の力ぎは「賃上げと労働時間短縮」にあることは前述してきたとおりであり、25春闘は、ここを突破していくことに意義がある。24年度の年末年始例外荷役は行わず当該4日間を休日にしてきたことは、そのための大きな一歩であった。25春闘では、この考え方を更に進め、長時間・不規則労働を脱却していく要求を掲げ取り組みの前進を図る。
- ④ 重点課題4 港湾労働安定 生活保障に係る基金の拡充について
- 賃金の引き上げと労働時間短縮という、働く者にとっての基本的な労働条件の改定に取り組むだけでなく、人員不足

- (1) 2022-23年度運動方針を基に、国交省、厚労省、経産省など、関係行政に対して要請行動を強化するとともに、地方単位の要請行動も積極的に取り組みます。
- 制度・政策要求の実現を目指して、運輸業界を巻き込むなど、これまで以上に一歩ふみ込める運動を現実化するために、情勢・方針など、具体的な課題を共有して交運労協との連携を密にしたたた
- (2) 能代闘争
- 24年9月に事業許可を持たない能代運輸が沿岸荷役を行うという許されない行為が発生しました。24秋年末闘争中央行動で国交省申し入れ行動においても、港湾秩序維持のための厳格なる行政処分を要請を行いました。引き続き現場での監視を強化するとともに、行政に対しての
- (3) 申し入れ、意見交換、情報共有を図りながら、中央本部は支部・地方本部との連絡を密にし、新規参入阻止のたたかいを取り組みます。
- (4) 本四架橋闘争について
- 2030年度には高速道路の全線料金所がETC専用化になると計画が打ち出されました。また、各所でETC専用化の実証実験が行われています。料金收受業務に就いている組合員の雇用確保のため、ただ反対するのだけではなく、ETC専用化に向けた対策と新たな雇用創出を見出します。その実現に向け政労協定を活かして国交省・運輸局交渉を取り組みます。
- (5) 国際コンテナ・国際バルク戦略港湾について
- 国が選定した国際戦略港湾に、将来利便性の高くなる港に製造業が集中したことによって、港湾労働者の雇用や職域が奪われる事案が起きています。国の責任を認めさせるため政策推進議員懇談会の活用や要請行動などを強化し、雇用・職域を奪われた港湾労働者の雇用確保や補償を求める運動を展開します。
- また国は、国際戦略港湾に貨物を集荷し地方港へフィーダーすることを目論んでおり、地方港での事業が成り立たなくなることを予想されています。外航・内航の荷役料金の問題について、現状把握と情報収集と共有を図りながら、料金の統一化に向けた取り組みを強化します。
- ⑤ 国交省の進める自動化・機械化について
- 全港湾は基本方針通り、RTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制の合理化に反対する取り組みをすすめます。
- ⑥ 国の進める石炭火力発電所休廃止計画について
- 全港湾政策推進議員懇談会の取り組み

3. 海コン・トラック・バス労働者のたたかい

- (1) 2022-23年度運動方針を基に、国交省、厚労省、経産省など、関係行政に対して要請行動を強化するとともに、地方単位の要請行動も積極的に取り組みます。
- 制度・政策要求の実現を目指して、運輸業界を巻き込むなど、これまで以上に一歩ふみ込める運動を現実化するために、情勢・方針など、具体的な課題を共有して交運労協との連携を密にしたたた
- (2) 能代闘争
- 24年9月に事業許可を持たない能代運輸が沿岸荷役を行うという許されない行為が発生しました。24秋年末闘争中央行動で国交省申し入れ行動においても、港湾秩序維持のための厳格なる行政処分を要請を行いました。引き続き現場での監視を強化するとともに、行政に対しての
- (3) 申し入れ、意見交換、情報共有を図りながら、中央本部は支部・地方本部との連絡を密にし、新規参入阻止のたたかいを取り組みます。
- (4) 本四架橋闘争について
- 2030年度には高速道路の全線料金所がETC専用化になると計画が打ち出されました。また、各所でETC専用化の実証実験が行われています。料金收受業務に就いている組合員の雇用確保のため、ただ反対するのだけではなく、ETC専用化に向けた対策と新たな雇用創出を見出します。その実現に向け政労協定を活かして国交省・運輸局交渉を取り組みます。
- (5) 国際コンテナ・国際バルク戦略港湾について
- 国が選定した国際戦略港湾に、将来利便性の高くなる港に製造業が集中したことによって、港湾労働者の雇用や職域が奪われる事案が起きています。国の責任を認めさせるため政策推進議員懇談会の活用や要請行動などを強化し、雇用・職域を奪われた港湾労働者の雇用確保や補償を求める運動を展開します。
- また国は、国際戦略港湾に貨物を集荷し地方港へフィーダーすることを目論んでおり、地方港での事業が成り立たなくなることを予想されています。外航・内航の荷役料金の問題について、現状把握と情報収集と共有を図りながら、料金の統一化に向けた取り組みを強化します。
- ⑤ 国交省の進める自動化・機械化について
- 全港湾は基本方針通り、RTG遠隔操作化事業導入にあたっては、港湾労働者の雇用と職域、さらには港運事業者の事業継続を守るため、「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」並びに「関係港における確認書」の遵守を絶対条件として、体制の合理化に反対する取り組みをすすめます。
- ⑥ 国の進める石炭火力発電所休廃止計画について
- 全港湾政策推進議員懇談会の取り組み

もあり、政労使による「石炭問題連絡対策会議」が設置されました。石炭を主要貨物としている北海道留萌港では、2027年に石炭火力発電所の廃止、2025年6月には輸入炭の停止が発表されており、雇用・職域確保に向けた運動が急務となっております。補償も含めた対策を国へ求めていきます。

その他の対象港を含め、地方港対策会議を活用し、情報収集や共有を図りながら、問題解決に向けた方針を見出します。

6. 労働者ならびに国民的諸課題のたたかい

年次運動方針に基づき、労働者並びに国民的諸課題に対し、積極的に取り組むことを基本に、要求の一致を基本に地域の労働組合、諸団体と連携し、幅広い共闘体制の確立を目指し取り組むこととします。

(1) 大企業優遇政策の転換と同時に国民の負担が増加する消費税に反対し、全国一律の最低賃金を目指します。

(2) 後期高齢者の医療窓口負担増や生活保護基準の見直しなど、あらゆる社会保障制度の改悪に反対します。

(3) 公的年金制度の改悪に反対し、老後の安心を保障する年金改革を求めます。

(4) 日本の農業に大きなダメージを与え、食の安全を脅かし、また、医療保険の自由化・混合診療の解禁により、国保制度の圧迫や医療格差が広がり兼ねない環太平洋パートナーシップ協定(TPP)には断固反対します。また、これまで重要5

品目であった農産品分野や医薬品分野、特許権分野など国内産業を脅かす自由貿易協定(FTA)に反対します。

(5) ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、物流の重要拠点である港湾の雇用と職域へも多大な影響を与えるIR推進法による力ジノ型リゾート施設に反対します。

(6) 外国人実習制度や研修制度と何ら変わらない「外国人育成就労制度」について、外国人の労働者としての権利の保護や、人材の育成・確保が適切に図られるよ

う、制度の円滑な施行を求めていきます。(7) 育児・介護休業法の改正と男女雇用機会均等法の改正に伴う労働協約の締結を各地方・支部で締結します。

(8) 入札職場において安定した労働条件の確保を第一に、労働者の権利を侵害し、労働組合を忌避する悪質企業と対峙するため公契約条例の制定を求めます。

(9) 個人情報保護法が一元的に管理するマイナンバーに反対します。

(10) 安心・安全が担保できないライドシェアの導入に反対します。

(11) 機密漏洩時の罰則規定やプライバシー・個人情報保護の観点と心理的負担を強いる裁判員制度に引き続き反対します。

(12) 裁判員制度に比べ、極端に閉鎖的で問題の多い、検察審査会制度に反対します。

(13) 国家による個人情報の「集中管理」が進み、「監視社会」に繋がる危険性のあるデジタル庁の政策に反対します。

7. 反戦、反核、平和と民主主義、環境を護るたたかい

運動方針に基づき、平和憲法を護り、憲法9条に対する集団的自衛権行使容認反対、安保条約破棄、反基地闘争、脱原発と環境をまもることを基本に、幅広い労働団体の共闘を取り組むこととします。

(1) 平和憲法の理念をまもり、憲法改悪に反対します。

(2) 秘密保護法・戦争法制・共謀罪の廃止を求めます。

(3) 辺野古新基地建設反対、反基地闘争、日米安保条約破棄を取り組むとともに、米国防属の中ですすめられる米軍新基地建設や自衛隊の軍事強化に反対し、米国の言いなりとなる根拠ともいえる日米安保条約を破棄する取り組みをすすめます。

(4) 軍事費増強の動きが加速しています。憲法9条を基本にしてきた戦後日本の在り方を根本から転換して軍事国家づくりに反対し、憲法違反の敵基地攻撃能力の保有と、財源を国民に求めるなど国民生

活を壊すような軍事費増の議論を直ちに中止することを求めます。

同時に、憲法18条にある「苦役の禁止」により、日本では徴兵制度が出来ないことを再確認し、軍事国家にさせない運動を取り組めます。

(5) 特定利用港湾については、「港湾の軍事拠点化・兵站基地化」に繋がることから、関係法の廃案に向け取り組みます。

自衛隊と海上保安庁が港を利用する際は、組合員の安全確保を確認するため「事前協議」するように取り組みます。

(6) 教育への国家統制強化となる教育基本法の改悪や教育の反動化に反対します。

(7) 原発ゼロの社会を目指し、再稼働反対、再生可能エネルギーの増強を求める次の取り組みをすすめます。

① 福島原発事故による自主避難者や帰還困難区域避難者への国の責任による賠償の継続を求め、震災復興支援の拡充を求めます。

② 原発技術の輸出に反対します。

③ 福島第一原発事故を風化させないため、未曾有の経験を将来につなぎ、安心して暮らせる社会を取り戻すために「脱原発フクシマ連帯キャラバン」行動を積極的に取り組みます。

④ 東海村臨界事故を経験として、一刻も早い原子力発電所の閉鎖と再生可能エネルギーへの転換への実現に向け、各種集会に参画します。

(8) 自然環境を保護し、環境破壊反対の取り組みをすすめると同時に再生可能エネルギーや自然エネルギーの活用を促進を求めます。

(9) 労働運動や市民運動に対する監視社会など、共謀罪法と秘密保護法に反対します。

(10) 社会に存在するすべての差別に反対し、ジェンダー平等など人権擁護のたたかいをすすめます。

8. 選挙闘争について

(1) 第50回衆議院議員選挙の結果は、自公政治に対して国民の怒りの鉄槌が下され、

与党の過半数割れを招く画期的な結果となりました。しかし参議院については、与党が過半数を維持している状態にあります。

様々な、国民生活に直結する政治課題が山積する現状の中で、「衆参ねじれ」によって更に国民生活に支障を来す恐れもあります。

(2) 政治改革や国民生活の安定など、「待ったなし」であります。我々の港湾、トラック、倉庫についても様々な課題が山積をしています。

特に港湾における戦略港湾、港湾の自動化、石炭火力発電所休止、特定利用港湾などは、我々にとっては、政治、行政による「人的災害」と言っても過言では

ありません。

よって、来る参議院議員選挙は、組合員の「安心、安定、安全」を求める事を大儀に全港湾の総力を挙げたたかわなければなりません。

中央本部として、組合員の為の有効な政治・選挙闘争を進めるには、参議院議員選挙の比例については、国土交通委員を本部推薦し、各地方でたたかっていたことが最良と考えます。今後、常任会議、中央執行委員会等で議論を重ねる必要があります。

(3) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(4) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(5) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(6) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

V. たたかひのすすめかた

1. たたかひの基本姿勢

(1) 職場を基礎に全国統一闘争を組織し、実力闘争を基本にたたかひをすすめます。

(2) 闘いの山場での戦術について、賃金上げ率6%(速報分会昨年同期2.68%)を統一妥結水準とし、全港湾単独の統一ストライキも視野に入れ、全国の仲間と団結する戦術とします。

(3) 全国港湾の産別港湾春闘は、賃金引き上げのための適正料金収受や制度闘争を獲得するために、各地方・支部は地区港湾に結集し、産別闘争の強化を図ってたたかひます。

(4) 交運労協の政策要求や諸行動については、全港湾の要求実現のため積極的に共闘します。

(5) 中小企業労働者、非正規雇用労働者との連帯を強め、地域運動を強化し、可能な共闘をすすめます。

(6) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

ありません。

よって、来る参議院議員選挙は、組合員の「安心、安定、安全」を求める事を大儀に全港湾の総力を挙げたたかわなければなりません。

中央本部として、組合員の為の有効な政治・選挙闘争を進めるには、参議院議員選挙の比例については、国土交通委員を本部推薦し、各地方でたたかっていたことが最良と考えます。今後、常任会議、中央執行委員会等で議論を重ねる必要があります。

(3) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(4) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(5) 全港湾は正しい政治、正しい民主主義を取り戻すために、選挙闘争を全力でたたかい、労働者の立場に立つ国会・地方自治体議員を当選させることを目指します。

(6) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(7) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(8) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(9) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(10) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(11) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(12) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(13) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(14) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(15) スト権確立確認にあたっては、全港湾の要求と全港湾の要求について別々に分けて確認します。

(1) 第一回統一回答指定日は3月10日(月)を基本として、各地方の集中回答指定ゾーンを3月10日(月)〜14日(金)とします。最終回答指定日を4月上旬(港湾産別春闘解決後)とし、第46回中央委員会決定します。

(2) 3月の第一回答指定ゾーンとの交渉では、賃上げ回答の促進を行い、産別課題の前進を目指します。

(3) 3月中旬の中央港湾団交から毎回、団交終了後に地方代表者会議を開催し、第一回答指定日以降の具体的な闘争戦術を決定します。

(4) 3月18日(火)中央闘争委員会(予定)では、各地方本部の第一回答状況について協議します。

(5) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめる、第3回中央港湾団交に参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、解決を求めるたたかひをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。

(6) 労働関係調整法については、中央本部で一括での手続きとします。なお、全国港湾の産別要求についても全港湾中央本部で申請を行います。

(7) 妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、各分会が統一妥結水準に到達出来るようにたたかひをすすめる、妥結権委譲に関しては中央執行委員会で決定します。

(8) 3月18日(火)に開催する中央闘争委員会(予定)において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

(9) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行するとともに、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

4. 闘争体制の確立

(1) 要求提出後、回答指定日までの間に交渉をすすめる、第3回中央港湾団交に参加の中央執行部による地方代表者会議を開催し、解決を求めるたたかひをすすめます。全国港湾の統一行動と連携した闘争体制を堅持します。

(2) 労働関係調整法については、中央本部で一括での手続きとします。なお、全国港湾の産別要求についても全港湾中央本部で申請を行います。

(3) 妥結については、中央と地本・支部が連絡を取り合い、各分会が統一妥結水準に到達出来るようにたたかひをすすめる、妥結権委譲に関しては中央執行委員会で決定します。

(4) 3月18日(火)に開催する中央闘争委員会(予定)において、産別到達協定(産別最賃、週休2日制、時間外計算基礎分母)の各地方取組状況及び春闘交渉経過、ストライキ戦術等を協議し、闘争体制を確立するとともに情報を共有します。

(5) 要求書提出後「全港湾FAXニュース」を週毎に発行するとともに、山場では随時発行し情報交換、教宣活動を強化します。

以上

以上

以上

以上

3. 闘争日程

地方春闘討論集会の開催
1月 上旬 下旬

第46回中央委員会
1月30日(木)〜1月31日(金)

(シーパレス)
全国港湾第17回中央委員会
2月4日(火)〜2月5日(水)

(シーパレス)
全国港湾第一回中央団交
2月12日(水)

産別制度政策要求提出
2025春闘要求提出
2月28日(金)まで
スト権の確立確認
2月28日(金)まで

2. 要求書と協定書

以上